



# 自己申告書

(別居に伴い仕送りをする場合)

関西電力健康保険組合  
常務理事 殿

	令和		年		月		日
氏名	⑩						
被保険者番号							

「自筆の場合、押印は省略可」

家族  続柄  の被扶養者（増）の手続きに際し、  
以下のとおり申告いたします。

(内容)

上記被扶養者とは、令和  年  月から  のため別居しています。

今後は、私（被保険者）から別居の被扶養者に対して、以下に記載の「仕送り」を行うことによって生計を維持します。  
また、生計を維持するための「仕送り金額」は、「被扶養者の収入」および「標準生計費（※）」を上回る金額とします。

今後の仕送り計画は以下のとおりです。

① 上記被扶養者の年間収入見込額	円
② 私（被保険者）からの年間仕送り予定額	円
③ 私（被保険者）からの月間仕送り予定額（②÷12ヶ月）	円

なお、今後、被扶養者の収入額（①に記載した額）が増加した場合は、仕送り金額（②と③の金額）も増額します。

今回、令和  年  月分の仕送りとして、令和  年  月  日に ③  円の振込が完了しましたので、その送金証明を添付します。

※別居月から③の金額を振込した「仕送り証明書」を添付してください。

「仕送り証明書」は振込依頼書（控）や預金通帳（写）など、送金者（被保険者）と受取者（被扶養者）の氏名、受取月日、送金額が確認できるものとし、手渡し、預け入れは認められないことを理解しています。

受取先の口座名義と続柄	口座名義： <input type="text"/>	続柄： <input type="text"/>
-------------	----------------------------	--------------------------

「仕送り証明書」は、廃棄せず、責任を持って全て保管することとし、健康保険組合から提出を求められた場合は、速やかに応じます。

なお、今後、上記対象者の状況に変更 {就職（パート・アルバイト含む）、収入限度額超過等} があった場合は、速やかに必要な手続き（「被扶養者（減）」等）を行います。

また、上記に記載した申告内容に相違があった場合は、健康保険組合の指定する日まで遡って被扶養者資格を取り消されても異存ございません。

以上

【「標準生計費」（※）について】

●かんでんけんぽホームページ「すこやかweb」→メニュー画面より「健康保険のしくみ」→「健康保険に加入する人」→「標準生計費」参照。

【仕送り基準について】

●かんでんけんぽホームページ「すこやかweb」→メニュー画面より「こんなときの手続きは」→「被扶養者と離れて暮らすとき」参照。

(令和8年3月)